

## 広島県シンガポール向け活カキ輸出に関する証明書発行要領

令和4年2月14日制定  
令和4年7月14日改正  
令和5年5月1日改正

### (目的)

第1条 本要領は、シンガポール向けカキ衛生管理プログラム（以下「衛生管理プログラム」という。）における証明書発行にかかる手続き及び必要事項について定めるものである。

### (定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 活カキ：シンガポール向けに輸出される生きたカキ（*Crassostrea gigas*）
- (2) 浄化：微生物汚染低減を目的に、水槽に入れたカキに紫外線等で殺菌した海水を換水しながら浸す作業
- (3) 浄化施設：浄化を行う施設
- (4) 水産課：広島県農林水産局水産課
- (5) 証明書：活カキの輸出衛生証明書
- (6) 生産者：衛生管理プログラム第3の生産海域においてカキを生産する者
- (7) 輸出者：活カキを輸出しようとする者であって、生産から輸出に至るまでの流通経路を把握し、その間の衛生管理に責任を負う者
- (8) 証明書発行機関：水産課
- (9) 登録検査機関：食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第9項に規定する登録検査機関

### (証明書発行の対象)

第3条 本要領に基づく証明書発行の対象となる水産物は、衛生管理プログラムに定める基準に沿って生産された活カキとする。ただし、第6条第4項の各号に掲げる場合は、証明書の発行を行わない。

### (輸出したカキの自主回収)

第4条 シンガポールの動物衛生、食品衛生等に関する法令に違反した旨の連絡をシンガポール政府から受けるなど、活カキに問題が発生した場合、衛生管理プログラム第11に基づき、申請者は自主回収計画書に基づいて自主回収を行わなければならない。

- 2 申請者は、生産から現地輸入者までの活カキ流通事業者に対し、販売記録等を1年間保管する等の回収に必要な情報管理及び回収時の協力を要請しておく等、輸出を開始する前に、自主回収にかかる体制を整備し、計画書を作成しなければならない。
- 3 活カキによる健康被害が発生した場合、又は発生のおそれがあるときは、県は申請者及び

取扱施設に対し、自主回収、原因究明及び改善措置並びに検査の強化等、適切な指示を行うことがある。

(申請手続き)

第5条 輸出者は、活カキの輸出を行おうとするごとに、次の各号に掲げる書類に必要事項を記載して、証明書発行機関あてに申請を行う。

なお、申請日当日に証明書の交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、事前に証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。

(1) 申請書(別紙様式1)

(2) 衛生証明書様式(別紙様式2) ((a)から(i)を英語で記入したもの。)

(3) インボイスの写し

(4) パッキング・リストの写し

(5) 販売証明書(参考様式1) (生産海域、区画漁業権の免許番号、水揚げ日、数量を記入したもの。)

(6) 自主回収の計画書(参考様式2)

(7) 作業場及び浄化施設が保健所に許可されたものであることを証明する書類の写し(初回輸出時及び変更があった場合のみに添付すること。)

(8) 11月から翌年3月に水揚げされた活カキを輸出する場合は、生かきの取扱いに関する指導要領(昭和53年9月29日広島県制定)別記様式第7号「生食かき取扱施設確認済証」の写し(初回輸出時及び変更があった場合のみに添付すること。)

(9) 4月から10月に水揚げされた活カキを輸出する場合は、夏期における殻付きかき出荷衛生対策指針(平成12年6月8日15日広島県制定)第14の2に定める「夏期生食用殻付きかき取扱施設確認済証」の写し(初回輸出時及び変更があった場合のみに添付すること。)

(10) 衛生管理プログラム第6から第7で定める水質基準及び衛生的基準を満たしていることを確認でき、発行日から1年以内(3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内。)の登録検査機関が発行した試験成績書の写し(同一の取扱施設で加工された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、当該試験成績書の添付を省略できる。)

(11) 水揚げ日又はその直前に、生産者団体が実施したノロウイルスの自主検査結果(対象生産海域のノロウイルス検査結果が陰性であること。)

2 証明書発行機関は、衛生管理プログラムに基づく証明書発行申請の内容の確認等にあたり、必要に応じて、輸出者に対し追加資料の提出を求めることができる。

(証明書の交付)

第6条 証明書発行機関は、別紙様式1の記載内容と関係書類の内容が合致していることを確認するとともに、衛生管理プログラム第8に定める改善を指示されていないことを確認したうえで、輸出者から提出された別紙様式2にReference No.、証明書発行機関名及び発行年月日を追記し、担当者が署名し、知事印を押印し、証明書を発行する。

2 郵送での証明書の交付を希望する場合は、送付に要する経費は、証明書の発行を申請す

る者が負担することとする。

- 3 予定していた輸出が中止になり、証明書が不要となった場合には、輸出者は別紙様式3（取消願）を提出すること。既に輸出者が証明書を受領していた時には、速やかに取消願とともに証明書を証明書発行機関に返却すること。

なお、証明書の返却が確認されるまで、証明書発行機関は当該輸出者に対して新たな証明書を発行しないものとする。

- 4 証明書発行機関は、次のいずれかに該当するときは、当該輸出者に対する証明書の発行を停止する。

- (1) 提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められるとき又はその疑いがあるとき。
- (2) 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した場合に、証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき。
- (3) 活カキの生産海域が、衛生管理プログラム第10の2に定める出荷自主規制の指導期間中であるとき。
- (4) 輸出者及び輸出者に関係する活カキ流通事業者が、衛生管理プログラム第11に定める指示を受けているとき。
- (5) 活カキの生産海域が、生産者団体の実施するノロウイルスの自主検査結果において陰性と確認された海域でないとき。なお、申請者が別に検査を行い、申請の活カキについてノロウイルス陰性であることを証する書面を添付する場合はこの限りではない。
- (6) その他相当の理由があると認められるとき。

#### 附則

この要領は、令和4年2月14日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和4年7月14日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。